

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1263号)

平成26年4月24日

横 情 審 答 申 第 1263 号

平 成 26 年 4 月 24 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年10月19日総法第827号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「書留等郵便物収受・交付票（法制課用）（平成18年4月10日、平成18年9月15日、平成18年9月27日及び平成23年3月3日）」の個人情報一部開示決定及び「総務局総務部法制課の保有する別添付資料No1～No29及び下記7、備考の内、No3～No7の4、1）、①、②、〈1〉、◇、ア）、イ）、ウ）、エ）、オ）特注1、A、B、C、特注、D、E、2）、①、②、③特注」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「書留等郵便物收受・交付票（法制課用）（平成18年4月10日、平成18年9月15日、平成18年9月27日及び平成23年3月3日）」の個人情報を一部開示とした決定及び「総務局総務部法制課の保有する別添付資料No1～No29及び下記7、備考の内、No3～No7の4、1）、①、②、〈1〉、◇、ア）、イ）、ウ）、エ）、オ）特注1、A、B、C、特注、D、E、2）、①、②、③特注」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「総務局総務部法制課の保有する、別添付資料No1～No29及び下記7、備考の内、No3～No7の4、1）、①、②、〈1〉、◇、ア）、イ）、ウ）、エ）、オ）特注1、A、B、C、特注、D、E、2）、①、②、③特注及び、24年6月11日横情審第272号に基づき政策局秘書課が政秘第234号、24年6月4日付とその別紙同年月日付で個人情報非開示理由説明書の各項、枝項の全てで回答した内容は、その対象が（異議申立ての全て17年3月10日から23年3月1日まで）「貴局法制課が全て受領收受、送付、送受の処理をした。」と公式文書で主張した部分の全て。並びに今後も追加開示請求すると心得られよ。」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年7月23日付で行った「書留等郵便物收受・交付票（法制課用）（平成18年4月10日、平成18年9月15日、平成18年9月27日及び平成23年3月3日）」（以下「個人情報1」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び「総務局総務部法制課の保有する別添付資料No1～No29及び下記7、備考の内、No3～No7の4、1）、①、②、〈1〉、◇、ア）、イ）、ウ）、エ）、オ）特注1、A、B、C、特注、D、E、2）、①、②、③特注」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して以下「本件個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件非開示決定」という。本件一部開示決定及び本件非開示決定を総称して以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

(1) 本件一部開示決定について

異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において非開示部分を争う主張はしておらず、このほかに文書があるはずであるとして、文書特定についてのみ争っている。

総務局総務部法制課（以下「法制課」という。）では收受文書等を主管の区局又は課等に交付する際、受領確認を行うための書留郵便物等收受・交付票（法制課用）（以下「收受・交付票」という。）しか保有していない。このうち本件請求に係る收受・交付票が4つあったので、申立人に係る部分（以下「本件收受・交付票」という。）を特定し、本件一部開示決定を行った。

(2) 本件非開示決定について

法制課は、申立人が市会議長（以下「議長」という。）あて提出した陳情書（以下「本件陳情書」という。）の処理に係る事務に関わっていない。したがって、当該陳情事案に係る照会を受けていないため、総総第182号及び議議第95号その他の文書について收受し、又はこれに関する文書を作成しておらず、保有していないことから本件非開示決定を行った。

以上のとおり、法制課では本件請求に係る保有個人情報、本件收受・交付票以外に作成し、又は取得しておらず、保有していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求める。

(2) 申立人は、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（当時。現在の公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター。以下「センター病院」という。）における職員の事務、また、この問題に関連して実施された医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査に関与した職員の事務について、これらの行為、処理等が違法不当であることや不作為があるとし、膨大な告発文書等を市長あてに提出するとともに、議長に本件陳情書を提出した。

これらの告発等の処理に係る事務については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以下「文書取扱規程」という。）及び文書事務の手引（研修編）（平成20年10月版。以下「手引」という。）に定めるところの起案文

書及び添付文書を用いて行わなければならない。

しかし、本件個人情報には、起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない。実施機関の事務の一切に不作為違反があることが明らかであり、当然に存在すべき関係法令に基づく起案文書及び添付文書を全て開示すべきである。

- (3) 実施機関における本件の事務処理は、民法（明治29年法律第89号）や刑法（明治40年法律第45号）に係る法令に違反しており、申立人の主張と実施機関の主張のどちらが合理・整合性があるかを適正に判断すべきである。

5 審査会の判断

(1) 市会陳情の処理に係る事務について

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも陳情書を議長あてに提出することができる。横浜市における陳情の取扱いについては、横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）及び横浜市会請願及び陳情取扱要綱（平成10年3月3日制定）に定められている。

陳情書の取扱いとして同規則第92条では、議長が陳情書を受理したときは、関係の委員会に付託するとされているが、議長において委員会に付託する必要があると認めたものは、この限りでないと規定されている。

また、同要綱において、議長は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知し、それ以外の行政への要望に関する陳情については、付託外の陳情として、市長等に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を陳情者に通知することが定められている。

(2) 実施機関の文書事務について

ア 文書管理規則第6条第1項では、同条第2項により、口頭により処理することができる場合を除き、事案についての最終的な意思の決定（以下「決裁」という。）は行政文書によって行うものとしている。同条第3項では、行政文書による決裁を要する事案として、「(1)市長が管理し、及び執行する事務事業の方針を決定すること。」、「(7)通知、照会、回答等をする。」等を例示している。また、文書取扱規程第12条第1項では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとし、同条第5項では、起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付しなければならないとし

ている。

イ 文書事務について具体的な手続を示した手引では、起案文書は、大まかに分けて本体、案文及び資料の３部分で構成されるとしている。

(3) 本件請求に係る事案の経緯について

本件請求に係る事案の経緯は、おおむね次のとおりである。

ア 平成10年10月、申立人の子が交通事故により受傷し、センター病院に救急搬送され、救命救急センターでの治療を受けた。

その後、申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明が十分ではないなどとしてセンター病院の対応に不満を申し立てるとともに、平成14年1月、要望・質問を取りまとめた質問状をセンター病院長あて提出した。

センター病院は、平成13年12月から平成14年2月にかけて、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

イ 平成15年以降、申立人は、センター病院により作成された保険会社への証明書に虚偽があったこと、センター病院による身体障害者診断書・意見書の記載拒否があったことなど、センター病院の対応に問題があるとの申立てを行った。

ウ 平成17年5月、衛生局地域医療対策部医療安全課（当時。現在の健康福祉局健康安全部医療安全課）及び南福祉保健センターが合同で医療法に基づくセンター病院への立入検査を実施した。

その後、申立人は、当該立入検査及びその検査結果に違法性があるとして質問文書を横浜市に提出した。横浜市からの依頼に基づきセンター病院は、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

エ 平成19年5月以降、申立人は、当該立入検査には違法性があるとして職員の人事を所管する総務局に対し、関係する職員の処分を求めるとの申立てを行った。

総務局では、行政運営調整局人材組織部人事組織課（当時。現在の総務局人事部人事課）が窓口となり、センター病院及び健康福祉局との調整、厚生労働省への照会等を行った。

オ 平成24年2月、申立人は、これまでの関係職員の事務処理に違法不当、不作為等があったとし、その審理、調査等を求める旨の本件陳情書を議長あてに提出した。議長は、本件陳情書が行政への要望に関する陳情であると判断し、実施機関に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を申立人に通知した。

(4) 法制課における文書の受付事務について

文書取扱規程第9条第1項では、法制課において收受した行政文書は、開封しないと主管の区局が分からないものは開封し、開封せずに主管の区局が分かるものはそのまま開封せずに、主管の区局に交付することとされている。また、同条第2項では、区局において收受し、又は交付を受けた行政文書は、当該区局の文書担当課において、開封しないと主管の課等が分からないものは開封し、開封せずに主管の課等が分かるものはそのまま開封せずに、主管の課等に交付することとされている。

また、文書取扱規程第9条第1項第3号及び同条第2項では、法制課又は区局の文書担当課において收受文書等を主管の区局又は課等に交付する際、書留扱いの郵便物その他これらに類する行政文書については、交付先の主管の区局等の受領確認を行うため、法制課においては收受・交付票を、区局の文書担当課においては書留郵便物等收受・交付簿を作成することとされている。

(5) 本件個人情報について

本件個人情報は、個人情報本人開示請求書及びその添付文書の記載から、平成17年3月10日から平成23年3月1日までの間の收受・交付票のうち申立人に係る部分である本件收受・交付票及び本件陳情書に関し、決裁による事案処理のために法制課が保有しているとする文書（以下「本件陳情処理文書」という。）であると解される。

(6) 本件個人情報の特定について

実施機関は、本件收受・交付票を特定して、個人印の印影を除く部分を開示し、また、本件陳情処理文書については、本件陳情書の処理に係る事務に関わっていないため、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示としたと主張しているのに対し、申立人は、本件個人情報は起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない旨の主張をしているので以下判断する。

ア 本件收受・交付票の特定について

当審査会が本件收受・交付票を見分したところ、本件收受・交付票には、引受番号、郵便物の種類、交付先課等が記載されているものの、これらの情報のみでは申立人が差出人であることを識別することはできなかった。

この点について、当審査会が実施機関に確認したところ、引受番号から申立人を差出人とする書留扱いの郵便物を特定することができるため、法制課では、健康福祉局等、本件請求に係る事案の経緯において申立人と対応のあった部署に対

し、申立人を差出人とする書留扱いの郵便物の存在を照会の上、その引受番号の確認ができた本件収受・交付票を特定して開示したとのことであった。

本件請求に係る事案の経緯や法制課における文書の収受事務の取扱いを考え合わせると、法制課が申立人と対応のあった関係部署に対し、照会をした上、本件収受・交付票を特定したことは不合理とはいえない。

イ 本件陳情処理文書の特定について

当審査会が実施機関の事務分掌を確認したところ、法制課の所掌する事務は、行政文書管理に係る総合的な指導及び調整に関すること、議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること、条例、規則その他諸規程の審査又は立案に関すること等であることが認められた。

本件陳情処理文書は、申立人が議長あてに提出した本件陳情書の処理に関し、決裁による事案処理のために法制課が保有しているとする文書である。しかしながら、本件陳情書の内容は、センター病院の医療行為やその後の医療法に基づく立入検査に係る関係職員の事務処理に違法不当、不作為等があったとし、その審理、調査等を求めるものであるところ、当該関係職員の事務が違法不当、不作為等であって、その審理、調査等が必要か否かの判断は、上記法制課の所掌する事務ということとはできない。

そうすると本件陳情書の処理に係る事務に関わっていないとして、本件陳情処理文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はなく、そのほかに本件陳情処理文書の存在を推認させる事情は認められなかった。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件収受・交付票を特定して一部開示とした決定及び本件陳情処理文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月19日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年11月15日 (第146回第三部会) 平成24年11月22日 (第218回第一部会) 平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・審議
平成26年3月27日 (第244回第一部会)	・審議